議長あいさつ

議長(菅谷光重君) 皆さん、こんにちは。本日は大変に御苦労様でございます。変革を掲げました昨年 11月のアメリカ大統領選挙では黒人初の歴史的勝利を収めた民主党のバラク・オバマ氏の大統領宣誓就任式が、去る 20日開催され正式にオバマ体制がスタートいたしました。オバマ大統領の強力な指導力により景気が回復し、局地紛争が早期に収束されることを期待するものでございます。

また、大寒に入りインフルエンザが流行しはじめたようであります。町田市の病院では集 団感染による死者が出たとの報告があります。この点予防には十分努められるとともに十分 な注意をお願いするところであります。

ここに、平成 2年第1回臨時会が招集されましたところ、公私共に御多忙の折、御参集を 賜り開会できますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

本日の平成 21年第1回臨時会は、付議事件として東吾妻町課設置条例の一部を改正する条例をはじめとして6件の議案が付されております。十分な審議をお願いして、簡単ではございますが、開会に当たってのあいさつといたします。

なお、前村議員からは病気入院中につき欠席届が提出さておりますのでここに申し添えます。

町長あいさつ

議長(菅谷光重君) 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。 町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 平成 21年第 1 回臨時会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

2009年に入りまして最初の臨時会となりますが、議員各位には公私ともに御多忙のところ御出席を賜り御礼を申し上げます。

さる、11日の成人式には議員をはじめ大勢の御来賓を迎え、新成人225名を祝福していた

だきました。ありがとうございました。若者らしく高き理想を求め、夢と希望に向かって大きく飛躍されること。そして東吾妻町の発展に若い感性、柔軟な発想、エネルギッシュな行動をお願いしたところでございます。

またアメリカでも 20日にバラク・オバマ氏が第 44代大統領に就任され、新たなスタートをされました。就任演説では経済危機克服への決意と新たな責任の時代がきたと強調、国民一人一人にも義務を喜んで果たすよう促すなど米国再生への決意を表明されていました。世界のリーダーとして経済の回復と恒久平和の実現に向け御活躍されることを期待しております。

さて本日の臨時会で提案させていただきます案件は人事案件2件、条例関係2件、その他2件を予定しております。どうぞ慎重審議のうえ、御同意御議決いただきますいようお願いいたしまして。開会のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

開会及び開議の宣告

議長(菅谷光重君) ただいまより平成2年第1回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午後 1時05分)

議事日程の報告

議長(菅谷光重君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

なお、本日傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。傍聴される方に申し上げますが、受付の際に傍聴人の心得をお渡ししてあると思いますが、これをお守りのうえ静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長(菅谷光重君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 118条の規定により、 4 番、青柳はるみ議員、 5 番、 須崎幸一議員、 6 番、浦野政衛議員を指名いたします。

会期の決定

議長(菅谷光重君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

同意第1号、同意第2号、議案第1号の一括上程、説明、質疑、討論、

採決

議長(菅谷光重君) 日程第3、同意第1号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任についてから日程第5、議案第1号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 同意第1号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任について提案理由の 説明を申し上げます。今回お願いいたします懲戒審査委員会委員につきましては、新たに設 置する委員会の委員として地方自治法施行規程17条の定めるところにより、市場和政さんと 横山幸正さんの二人を議会の同意を得て選任しようとするものでございます。

市場和政さんは、昭和53年3月に中央大学法学部を卒業、その後昭和57年5月に㈱群馬

エスティエヌに入社され、平成4年7月には㈱しみずスーパー店長となりました。その後平成7年10月に司法試験に合格され、平成10年4月に群馬弁護士会に登録、平成19年4月に群馬弁護士会副会長に就任され、東吾妻町情報公開審査委員会委員にもお願いをし、現在に至っております。

次に横山幸正さんは、昭和 47年3月に上智大学外国語学部英語学科を卒業、昭和56年司法試験に合格、昭和59年4月から高橋勇雄法律事務所に弁護士として勤務され昭和61年に高崎市で独立開業、平成8年4月、故郷沼田市に戻り開業し現在に至っております。お二方とも人格高潔、識見も豊富でございますので、適任者であると考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

なお、御同意をいただきますと、2月13日に選任する予定でございますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第1号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についても関連がございますので、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町懲戒審査委員会の設置に伴い委員報酬の追加を行うものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、御審議のうえ御議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長(山野 進君) それでは、議案第1号の詳細説明をさせていただきます。先ほど 町長提案理由の中にもありましたように地方自治法施行規程の第17条の中に市町村に市町村 職員懲戒審査委員会を置くという定めがございます。

その7項に懲戒審査委員会に関しては必要な事項は市町村の規則で定めるということがございまして、平成20年12年22日に東吾妻町懲戒審査委員会設置規則をつくらせていただきました。その中で組織については委員3名をもって組織するわけですけれどもそのうち委員は町職員から1名、学識経験を有するもののうちから2名を議会の同意を得て町長が任命するということがございます。

今回議会同意が必要な2名の方をお願いするわけでございます。それに伴いまして議案第 1号の東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関 する条例の一部を改正させていただくものでございます。 懲戒審査委員会ができましたのでその項を加えさせていただくということでございます。 1ページをごらんいただきたいと思いますが、表の中の補助金等審査委員会というのがございますが、その下に懲戒審査委員会日額1万円が加わります。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行させていただくということで新旧対照表を御覧いただきますと最後のページになります。1番下段に懲戒審査委員日額1万円がございます。これを今回追加させていただきたいというものでございますのでよろしくお願いします。

議長(菅谷光重君) 説明が終わりました。

質疑を行います。なお、同意第1号及び同意第2号につきましては、人事案件ですので質 疑討論は省略いたします。質疑につきましては議案第1号のみといたします。

10番、大図議員。

10番(大図広海君) それはちょっとおかしいですね。今の議長の発言に抵抗するようですが、順を追って伺います。この懲戒審査委員会、この位置づけというのは附属機関として捉えてよろしいのでしょうか。伺っておきます。

議長(菅谷光重君) 総務課長。

総務課長(山野 進君) 附属機関という位置づけでよろしいかと思います。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) そうなりますと、これは法令によりそれが設置が認められるわけなんで、その施行規則の方で若干、妥協しても良いのかなという気がありますが、ただ、そこの要綱規則の中でやられるよりは、この設置をきちっと条例化する。その条例の中に、これは過去の経験も含めてですが、審査委員会の会議録、これが全面公開される。この必要があるかと思いますが、そういった検討はなされなかったでしょうか。

議長(菅谷光重君) 総務課長。

総務課長(山野 進君) 情報公開の関係の話が出ましたけれども、この委員会については 非公開という形をとらせていただきたいと思います。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) そうしますと、ここはまた不透明な要因になるんですが、どんな審査が行われたか。それが町民の間に伝わってこない。だとすれば、一罰百戒の意味もなくなる。再発防止になかなか結びつかない。ここに危惧する点があるのですが、そのような討論はなされませんでしたか。

議長(菅谷光重君) 総務課長。

総務課長(山野 進君) 結果の関係については公表するようになっておりますので、公表いたしますけれども、審査過程等の内容については非公開とさせていただきたいということでございます。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) それが、要は公務員が公務上で行った事案について懲罰を科す。その過程がなぜ秘密にされなければいけないのか。我々には理解できないのですが、町民に対してどうやって説明しますか。

議長(菅谷光重君) 総務課長。

総務課長(山野 進君) 審査過程等につきましては、プライバシー等の関係もございますので極力公表できる部分については、公表させていただきたいというふうに思っております。 議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) 公務員が公務上で行った行為、このものについてプライバシーというのがそこに存在するのでしょうか。伺っておきましょう。

議長(菅谷光重君) 総務課長。

総務課長(山野 進君) 内容によっては、当然プライバシーの部分が出てくるかと思います。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) 再度伺います。公務員が公務上で行った結果について、懲罰委員会にかけられた。ここのどこがプライバシーなんですか。お答え下さい。

議長(菅谷光重君) 総務課長。

総務課長(山野 進君) 事実の部分は当然公表いたしますけれども、個々人にかかわると ころの箇所については非公開とさせていただくという御理解をいただきたいと思います。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) そして、今度そうすると附属機関と位置づけられた委員会が開催される。そこの中にきちっと会議録がとられる。この委員会もみなさん報酬を得た特別職である。あるいは、一般職に職員がこの中に連座する場合もあると思います。

検討する側も公務で行っているわけです。いいですか。公務員が公務上で行った行為、これがなぜ公表されないのですか。

議長(菅谷光重君) 総務課長。

総務課長(山野 進君) 公務員が公務でやった部分と公務員が私的にやった、例えば酒気帯び運転等は個人的な部分にかぶってくるかと思いますけれども、そのようなケースが想定されるためにそのようなことを申し上げました。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) そうしますと公務員が公務上で行った行為、これについては全面公開でよろしいんですね。

議長(菅谷光重君) 総務課長。

総務課長(山野 進君) 全面公開というのはちょっと無理かもしれませんけれども、なるべく公表できる部分については公表したいと思います。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) ただ、これが附属機関である以上、その懲戒案というものが町長の方から諮問される。そのことについて答申を得るというルールになるかと思いますが、その理解で間違いないでしょうか。

議長(菅谷光重君) 総務課長。

総務課長(山野 進君) 町長から諮問されたものを協議するという形になります。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) そうしますと、事件が明々白々である。したがってこの案については諮問をしない。私の権限で処分を行う。町長が決断した場合にはそれはそれで可能かと思いますがその理解は進んでいますでしょうか。

議長(菅谷光重君) 総務課長。

総務課長(山野 進君) 懲戒審査委員会に諮るか諮らないかは町長の判断になろうかと思います。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) 懲戒審査委員会に諮らず、自分の裁量で処分を行う。懲戒権を発動する。このことでもやぶさかじゃないかと思うんですが。その理解で間違いないでしょうかと聞いてるんです。

議長(菅谷光重君) 総務課長。

総務課長(山野 進君) 一応どういう場合に該当するかというのが別表にございまして、 一般服務関係ですとか、公金公物の関係ですとか、公務外非行行為、交通事故、交通法規違 反関係、監督責任というような形になっておりまして、その中に該当するようなケースが発 生した場合については、この懲戒審査委員会の中に諮問されるのかと思います。

(「答えてない」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 総務課長。

総務課長(山野 進君) 大図議員の御質問の町長が諮問するかしないか、その場合は個々の判断によってケースバイケースで対応されるのかと思います。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) そうであるべきだと思うんですね。仮に今度諮問をしました。答申を得ました。その答申が自分の意に反する場合、自分のと言うことは、町長の意に反する場合、町長はこの答申にも拘束されることはない。自ら執行権を行使すればいいんだという前提で物事がはかられているわけですか。そういった理解でよろしいでしょうか。

議長(菅谷光重君) 総務課長。

総務課長(山野 進君) 大図議員さんの申されたような形だと思います。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) そうするとですね、諮問をするかしないかの裁量権である。諮問をした結果出てきた答申に拘束されない。それだけのものであるこの附属機関がはたして機能するかどうか、見通しは持っていますでしょうか。

議長(菅谷光重君) 総務課長。

総務課長(山野 進君) 今回設置させていただくのは、それが機能するような形でぜひ会 議の方もすすめていきたいし、規則も定めさせていただくということでございます。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) そこで問題なのが、要綱でつくる委員会と条例で設置する委員会の 差が出るんだと思いますね。

多数の人間がこの条例の審査の中で懲戒審査委員会とはかくあるべきという意見を討論しながらできあがってきた条例による。ここに条例の重みがあるんだと思います。こと職員の身分に関する問題、あるいは損害賠償に関する問題、これは納税者に対する説明責任の問題、やはりこれは条例をきちっと整備する。そういったことが住民自治の原則に則るんだと思いますが、そういった方向性の検討はなされませんか。

議長(菅谷光重君) 総務課長。

総務課長(山野 進君) 今回設置につきましては、地方自治法施行規程に基づいて行うものでございますので上位法があるという形の中で町では規則で定めさせていただきたいと思

っております。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) 現実に旧政権は語らずとも、新政権になってから該当事案が数々あったと思います。でもその審査会が機能していたかどうか。現実的に住民が納得する形で職員の間に処分がなされたか。多くの疑問点がここに残るんです。言っておきます。町長自らお答え下さい。今までの審査委員会は機能しておりましたでしょうか。

議長(菅谷光重君) 町長。

町長(茂木伸一君) はい、機能しておりました。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) だとすれば、新しい人選を考える必要はない。機能していたならば今までのように副町長、総務課長、企画課長、この3名で審査委員会があれば間に合うのだと思います。今改めてこうやって司法格を持った人をあるいは町外からの人をきちっとした形で委員に据える。それはとりあえずとりもなおさず、今までが機能していなかったということじゃないでしょうか。

少なくとも住民はそうに受けとめざるを得ない。改めて伺っておきます。今までの審査委 員会は機能していましたでしょうか。

議長(菅谷光重君) 町長。

町長(茂木伸一君) 機能しておりました。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) ほかに。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。はじめに同意第1号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任についてを採決いたします。本件につきましては原案のとおりこれを同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、同意第1号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任については同意することに 決定いたしました。

議長(菅谷光重君) つづいて、同意第2号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任について を採決いたします。本件につきましては原案のとおりこれを同意することに賛成の方は起立 願います。

(起立多数)

議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、同意第2号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任については同意することに 決定いたしました。

議長(菅谷光重君) つづいて、議案第1号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、議案第1号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の 報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第6、議案第2号 東吾妻町課設置条例の一部を改正する条例に ついてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第2号 東吾妻町課設置条例の一部を改正する条例について提案 理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては4月1日に機構改革を実施するためのものであり、町部局につきましては1課から9課とし、教育委員会部局につきましても1課とするものでございます。 詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、御審議のうえ、御議決下さ いますようよろしくお願い申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長(山野 進君) それでは、詳細説明をさせていただきます。午前中に全協の中でお配りさせていただきました資料もごらんいただきたいと思いますが、図につきましてはこのような形で総務課、企画課、保健福祉課、町民課、税務会計課、産業課、建設課、上下水道課、事業課、教育委員会事務局という形になっております。

その他、左下のところに議会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員、固定 資産評価委員という形で事務局がそれぞれ書いてございます。

12月議会の全員協議会の中では3点ほど調整事項になっているというお話しをさせていただきましたが、その3点は議会事務局の問題、ダム対策課の問題、教育委員会の2課から1課からの問題、この3点が調整事項になっていたわけですけれども今回議会事務局については独立、ダム対策課については建設課の課内室、教育委員会については2課から1課に改めたいという内容でございます。

それでは条例の方をごらんいただきたいと思いますが、東吾妻町課設置条例の一部を改正する条例ということでございます。1条につきましては、課の名前等が入っております。次の課を置くということになっておりまして、総務課、企画課、保健福祉課、町民課、これは従来の住民課でございます。それから税務会計課、税務課と会計課が合わさったものでございます。産業課、建設課、上下水道課、事業課、事業課につきましては、桔梗館、岩櫃ふれあいの郷、榛名吾妻荘、3施設を合わせた形で事業課という形にさせていただいております。

それから第2条中の会計課については税務会計課会計係に改めるということでございまして、さきほど町長申し上げましたように町部局については、11課から9課になるということでございます。

教育委員会については2課から1課になるということでございます。

それから3条のところをごらんいただきたいと思いますが、具体的に各課の事務分掌としては次のとおりとするということで、総務課から載せてあります。アから力につきましては、従来どおり総務課の分掌に入っていたものでございます。キ、ク、ケ、コ、サ、この防災、消防、交通、防犯、支所及び出張所に関することが、生活環境課等からきた事務分掌のようになります。

それから2番目の企画課につきましては、ウのところの町の予算に関することというのが

総務から企画課にまわったということでここに載せてあります。町の予算に関すること。

それから保健福祉課につきましては、イが児童福祉及び保育に関することというのを新たに入れさせていただきました。それからふたつ飛びまして、オの保健センターに関すること、カの地域包括支援センターに関すること、キのいわびつ荘に関することが新たに加わっております。

それから町民課でございますけれどもアからオにつきましては住民課が持っていたものを載せてあります。それからカとキにつきましては環境に関すること、衛生に関すること、この部分については生活環境課より町民課へ移管される内容でございます。

5番の税務会計課につきましては、税務と会計課で持っていたものをここに載せてございます。

6番目の産業課につきましては、カの地籍調査に関することというのが建設課より産業課 にまわる予定の事務分掌となっております。

それから建設課につきましては、一番下のオのハッ場ダム対策に関することということで 課内室としてダム対策室が設けられるような形になります。

8番の上下水道課については変更がございません。9の事業課につきましては桔梗館、岩櫃ふれあいの郷、榛名吾妻荘が3施設集約したものとして、事業課ということになっております。

なお、附則のところにありますが、この条例については平成 21年 4 月 1 日から施行させていただきたいという内容でございますのでよろしくお願いします。

議長(菅谷光重君) 説明が終わりました。質疑を行います。

12番、上田議員。

12番(上田 智君) 午前中の全員協議会等で町長から答弁がありましたが、また議員からも強い要望等が出されたように思います。そんな中で十分に加味をしていただいて、今後何年間かはこういう機構改革等でやっていかなければならない状態になろうかと思いますが、どうしても格上げをしたいというような状況に至った場合には、速やかに上に格上げをしていただくような。特にダム関係についてはですね、収束があと5年か6年くらいで終わるわけですから。後整理も含めれば、7年くらいになるんですかね。そういう状況も踏まえて住民感情を逆なでするような形をとらないで、ぜひこの改革をすすめていっていただければというふうに私は思います。

特に、欲を言えば条例の中の組織図等においては全協でも触れられましたとおり、補佐の

位置づけがあまりなされていないというようなものがありますのでその辺も十分に踏まえて、 位置づけをちゃんとしてやらないと現課長さんが今度はそのまま居座ればいいのですが、次 長に格下げというような形に表向きはなろうかと思いますので気分を損ねないような形でし っかり人事的には組んでいっていただければというふうに思います。

これは答弁は差し支えありませんけれども、私の要望といたします。

議長(菅谷光重君) ほかに、13番、橋爪議員。

13番(橋爪英夫君) ちょっと関連になるかと思いますが、お聞きしておきたいと思いますが、事業課が新しく設置されましたけれどもこの事業課の中で桔梗館、それから岩櫃ふれあいの郷に関するものが事業課の中に入って、榛名吾妻荘と3つが入るわけです。

吾妻荘については今までどおり会計でいくんだと思うのですが、やはり事業課という課の中でこのような温泉施設ができて、また岩島の新しい温泉もできるという中で、町長さんにちょっとお聞きしたいのですが、今一般会計の中でこのアとイの2点は処理をしておりますけれども、この辺のところは今までどおりのものでいくのか。その辺の考えがあるか、ないかちょっとお聞きします。

議長(菅谷光重君) 町長。

町長(茂木伸一君) 当面は今までどおりという考えでおります。それとやはり例えば、新しい施設であるとか、そういったものができたときには当然ながらこういったものも変更も必要でございましょうし、これでうまくいかなかったところがあったとき、例えば反省をして御協議しながら、進化させていくようにしたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

議長(菅谷光重君) 13番、橋爪議員。

13番(橋爪英夫君) 町内の温泉施設、住民福祉に役立っているわけでありますけれどもただ、職員のみなさんを疑うわけではありませんが、やはり私ども議員の立場から見てなかなか収支の関係についても、特会なりそういう形の中でやっていただいて努力してもらう方が私どももいろいろ勉強できるのかなというような感があるわけで、その辺も含めて町長さんに今後そういうふうな方向はということでお聞きしたわけなんですが。

もう一度確認でお願いします。

議長(菅谷光重君) 町長。

町長(茂木伸一君) その辺は事業課というひとつの課の中で、十分検討させていただいて 御相談にのっていただくようにお願いしたいと思います。 議長(菅谷光重君) ほかに、8番、一場議員。

8番(一場明夫君) 先ほど全員協議会で説明していただいたので、細かいことはわかった のですが、本会議ということで確認の意味を含めていくつかお願いしたいと思います。

行財政改革の本当のベースになる機構改革がやっと実現の運びになるというようなことになるのかなと思います。そういった中で、3年かかってしまったと。町長が就任して、少し時期的には残念な部分があるのですが、ようやくなんとかまとまりそうなところまできているのかなと感じています。今回は経過の中で行革推進本部がある程度中心になって案をまとめ、議会もある程度そういったものをできればサポートできるようにということで行財政改革推進特別委員会、角田委員長を中心に論議する中でそういったものを調査研究させていただく。そういった経過の中である意味、比較的順調にまとめられたのかなというようなことを考えています。

その後全員協議会だとかそういったものを通じてやってきたがゆえに、だいたい町も執行部も議会もこの辺ならやむを得ないというところまできているのかなというような気がします。そういった経過を見るとやはり、執行部と議会というのはある程度の連携が必要な部分があるのかなというふうなこともありますので、今後はこういった方向というのはひとつ町長も頭に置いて、いろいろ行政執行をしていただければ比較的スムーズにいくのかなと思います。

これがスタートになりますので町長少なくも就任して3年経過していますので、思い切っ た行政執行ができるのだと思いますけれども、相当課長にかかる負担が大きくなる。正直。

こういった中で次長がどれだけそれをサポートできるかというところもあるのだと思いますが、私の経験からいきますと特に今まで2課でやっていたものを1課でするというような実態がありますが、過去に教育委員会が2課にしていたものを1課にまとめ、また2課に分散したというような経緯もありますので、先ほどは必要に応じてというようなお話しもありましたけれども相当負担に感じている。というか相当負担になる部分があるのだと思いますが、町長の考え方としてこの中である意味9人の課長さんを中心に自分の意向をしっかり伝えて、十分やっていけるんだという確信のもとにこれを出していただいたということでよるしいのでしょうか。

議長(菅谷光重君) 町長。

町長(茂木伸一君) はい、職員ともよく協議をしたうえ、そして議会の方々にもいろいる お世話になったうえ、いろいろ考えた結果でございます。まだ、これからこれもひとつの経 過という形になるのかも知れません。

それは、今後これを一生懸命やってみた中で考えていきたいと思っています。よろしくお 願いします。

議長(菅谷光重君) 8番、一場議員。

8番(一場明夫君) 町長の方からはできれば、今現時点でこれがベストだということでお答えいただきたかったのですが、そういうふうに言っていただいたのだと思いますので、そうに理解をしておきたいと思いますけれども。ただ、ひとつ検討経過の中で行革の委員会等所属していますが、議会については独立と。農業委員会も最初は産業課長と兼務といったものが、きょうの話ですと独立するという。お話しの中で聞いていますが、このお二方は説明があったとおりに次長級で独立させるということで、確認なんですがよろしいでしょうか。

これはどなたに聞けばよろしいのでしょうか。町長お願いします。

議長(菅谷光重君) 町長。

町長(茂木伸一君) さきほどの前回の答弁ですが、現時点ではこれがベストという考えは 当然持っておりまして、それで御提案を申し上げたことは間違いございません。

そしてただ今の御質問の議会事務局につきましては、次長職というのを事務局長は考えて おります。農業委員会については、次長職、課長補佐職そのどちらでも事務局長になりうる 形ということを考えてはおります。

議長(菅谷光重君) 8番、一場議員。

8番(一場明夫君) 町の組織とはちょっと関係ないのですが、兼務という要素があったものですから、確認させていただいたのですが、わかりました。議会の方は次長級というようなことで、農業委員会の方は次長級もしくは課長補佐があたるんだというお考えのようです。

行革の委員会等でも話が出たんですが、町がある意味こういう形で大括りにして、自分たちのこれからの行財政改革を中心にいるいるやっていくんだということであれば、議会も独立はもちろん保つのですが、ある程度議会だけ例えば二人で課長を置いてというふうな考え方でいいのかという論議が正直言って出ました。そういった中で当初の案のように総務課との連携の中で、ということで、やむを得ないのではないかというような、そういう方向で全員協議会にかけたのだと思います。

そういった経過を踏まえてなおかつ、町の組織がここまでになっているということであれば、これは直接関係ないのですが、議会事務局とすればその時も私申し上げたのですが、局長が一人で局員が二人ですか。そういう状況ですといろいろな事業だとかそういうものが重

なったときに、やはり議会事務局に誰もいないというようなこともありますし、本当は行って欲しいのだけれども行けない。そういったことが相当あるのだと思います。

そういった中で議長から議会事務局長という直接のラインの中での独立性は保ちつつも総務との横の線があって、連携することがより実効があがるのではないかなというような、正直感じがしていました。そういったものもあったものですから、本来できればみんなそれぞれが個々に細かくできた方がいい行政ができるのかも知れません。そういった事情は言ってはいられませんので、そういう考え方を持っていましたが、その辺についてはこれからまだ、これは町のことですから、プラスアルファでそういった状況が出るとすれば、そういうものについてサポートするとかという形の中での考え方を町長が持っていてくれるかどうか確認したいのですが。

議長(菅谷光重君) 町長。

町長(茂木伸一君) 当然そういう考えは持っております。横のつながり、これ同じ役場の職員であるということは間違いありません。あまりにセクショナリズムにはしらず、お互いの協力関係というのは当たり前のことだと考えていますので、その辺は十分うまくやっていけるのではないかと考えています。

議長(菅谷光重君) 8番、一場議員。

8番(一場明夫君) その辺もぜひ含めてお願いしたいと思います。最後に1点だけなんですが、先ほど同僚議員が言いましたけれども、この機構図、組織図ですか見せてもらう限りでは、補佐の位置づけというのが全くなされるスペースがないですし。職の設置の部分で先ほども全員協議会で言いましたけれども、室長とか局長というのは表現の位置づけだとかそういったものをこれから含めて規則の方ですから、また別にやられるのだと思いますが、ぜひそれについては、よくお考えいただいてせっかく機構を改革するこの機会に思い切ってそういったものもやるというのが一番いいかなと思いますので、その辺のところについてはぜひ一考していただくということを申し添えて質問を終わりたいと思います。

答弁は結構です。

議長(菅谷光重君) ほかに。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起 立願います。

(起立多数)

議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第7、議案第3号 工事請負契約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第3号 工事請負契約変更について提案理由の説明を申し上げます。

原町小学校校舎新築工事につきましては、平成 19年 8 月 17日の第 3 回臨時会におきまして㈱大信工業北毛支店支店長 鈴木一氏との契約を御議決をいただき建築工事をすすめているところでございますが、鉄鉱石等原材料の高騰を要因として鋼材の価格が短期間で急激に上昇したことから本町でも単品スライドの適用を平成 20年 8 月 18日に開始してきたところでございます。

今回御提案させていただきます工事請負変更契約につきましては、この単品スライド分 1,113万円を変更、増額することにより工事の安定した進捗をはかり、児童達が待ち望む普 通教室棟を無事故無災害にて完成させ教育施設の整備充実に努めるものでございます。

十分御審議をいただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

学校教育課長(一場孝行君) それでは、詳細に御説明申し上げます。町長が提案で申し上

げたとおりでございますけれども、再度スライド条項の趣旨について触れさせていただきますが、通常合理的な範囲を超える価格については契約当事者の一方のみにその負担をおわせることは適当ではなく、発注者と受注者で分担すべきものであるという考えのもとにこういったスライド条項が適用されるという経緯がございます。

本件に関しましては、去る 20年 9 月 17日の議員全員協議会のおりに企画課より詳細に御説明申し上げてきたところです。

それでは実際の中身について御説明申し上げますが、今回単品スライドを適用させていただく材料につきましては、鋼材であります。ただ、この単品スライドを適用するにあたりましては、不可抗力条項との整合性を考えなくちゃいけないということの中では今年度分の工事、残工事の価格の1%、この1%に達しないものについては適用がはずれるということでありますので、まず対象工事の1%を積算の内容から相殺させていただくという仕組みになってございます。

今回積算に携わっていただきましたのは、管理を御担当いただきます(株)高橋建築設計事務所さんにお願いしてございまして、管理の中には竣工積算、全ての積算行為も含まれておりまして、今回お示しする数字については建築士が精査しまして提案させていただくものであります。町長御説明のとおりそういった内容を詳細に精査いたしまして、請負比率等々も加える中で結果的に1,113万円。これが鉄鋼材料にかかわるところの単品スライド分、ということで変更請負金額を8億1,585万円から8億2,698万円に変更させていただきたいという内容でございますのでどうぞよろしくお願いしたいと思います。

議長(菅谷光重君) 説明が終わりました。ここで休憩をとります。

再開を2時10分といたします。

(午後1時57分)

議長(菅谷光重君) 再開いたします。

(午後2時10分)

議長(菅谷光重君) 質疑を行います。8番、一場議員。

8番(一場明夫君) これについては、先ほど全員協議会で説明はいただいたのですが、 先ほどもお願いしたのですが、変更の金額、これに関する積算書をある程度用意していただ けるのかなと思って期待していたのですが、このままだと内容が全くよくわからないのです が。準備していただくことはできませんか。

議長(菅谷光重君) 学校教育課長。

学校教育課長(一場孝行君) 本件に関しましては、町長が御提案のときに申し上げましたが、19年8月17日の第3回臨時会におきまして、当初の契約案件を御議決いただきました。その折りに御要望にこたえまして、CD-Rで設計図書につきましては、お配りしたかと思いますけれども、その中の数量、その積算の時期と搬入された時期の価格、この価格は物価版、あるいは実勢価格、上がる部分については低い方の価格を設定しまして、積み上げたというふうなことでございます。

数量的には建築士が積算してございます数量には変わりございません。お渡しした書類の中では、切り抜きになっているかと思います。そういう状況の中で今回あえてまとめて数字をお示しした全員協議会の中では、わかりやすくと思って数字をまとめたものとさせていただいておりますので、CD-Rの中で鉄骨部分については既にお渡ししてありますので、それを御活用いただければというふうに思いますがよろしくしたいと思います。

議長(菅谷光重君) 8番、一場議員。

8番(一場明夫君) なぜこんなことを言うかというと、先般の議会運営委員会のときにき ちっとその辺の変更の内容がわかるように積算資料を示していただきたいということに対し て、副町長も総務課長もわかりましたということで、帰っているわけですよ。その指示があ れば、まとめた数字じゃ全くわかんないですよ。正直言って。今言っている説明では。

総務課長、その連絡はしていないのですか。原課に。

議長(菅谷光重君) 総務課長。

総務課長(山野 進君) 一場議員さんが言われたように議運の中でそういう話が出ました ので、担当にはつないでございます。

議長(菅谷光重君) 8番、一場議員。

8番(一場明夫君) そうすると、もうちょっとかりやすいものが出てくるんだと思うんですけどね。言っていることはわかるんですよ。いつの時点で押さえて。それなら私だって積算できるんですよ。ただ、本当にそこの時期に買うのが適当だったのかということを考えると微妙な部分が相当あるんだと思います。

なぜ言っているかと言うと、これは情報として聞いた話なんですが、国交省あたりでも確かに単品スライドの制度はできたと。だけれども現実に今年の中でそれをお願いしてもほとんど認めてもらうケースはないと言っているんですよ。そのくらい厳しいと言っているんですよ。認めてもらうのに。これある意味一つの例として出てきますけれども、それが本当に簡単に認められるような状況の中で、その鋼材が購入され、その差額がどれだけ出たか確認が欲しいわけですよ私たちも。そのデータを見せていただきたいと課長にお願いしているのですが。無理でしょうか。

議長(菅谷光重君) 学校教育課長。

学校教育課長(一場孝行君) これにつきましては、先ほど来申し上げますように竣工積算まで建築士である高橋建築設計事務所さんにお願いしてございまして、建築士の方で積み上げたというふうな経過がございます。

今、国の方でということでございますけれども、全員協議会の折にも申し上げましたけれども、本件に関しましては国土交通省が単品スライド条項の運用についてというふうなことで指導がなされました。その時点はまず、国の方がこの基準値を設定したのが、20年6月13日ということであります。加えて群馬県におきましても6月17日というふうなことで、およそ想像がつくでしょうか、世界的にいろいろな鋼材の使用する時期、これが例の北京のオリンピックであるのか、こういったところでも常に鋼材を使用したという状況の中で鋼材が先ほど町長が提案申し上げました、鉄鉱石等のもちろん価格の値上がり、そういったことで発生した事案でございまして、そういう中では建築土が個々に毎週打合せ会議をする中で搬入チェックをした材料、それを積み上げましてお手元には数字上で当初と変更という形でお示ししたのですが、ある程度まとめられたということで、もっと細かいものという御要望でございますけれども、できればこれでぜひお認めいただければなと考えているところでございますのでよろしくお願いします。

議長(菅谷光重君) 8番、一場議員。

8番(一場明夫君) この原小の問題については、当初予算を認める段階からいろいろありましたけれども、あのときも確か、建築確認がとってないで変更が云々という話が出たときに基本的に変更はないんだという説明をされたのを記憶しているんです。そういった前提できて、今言ったような状況の中で設計士さんが認めたのだからお前達もそれで認めればいいんだと言われても、例えば鉄筋が600万1,529円の積み上げが何と何と何が積み上がっているかぐらいはわかるんじゃないんですか。教えるべきなんじゃないですかね。そうでないと、

全くわかりませんよ。本当に。私たちに設計士さんがいいと言ったのだから議会もそれに基づいて議決すればいいんだって言われている。そうに言っているんですよある意味、課長は、そういうふうに聞こえますよ。

せめてこういう時期に買ったのでこれだけの差があるので、これが差がこうだというものが示していただかないと物価スライドが云々、それはわかりますよ。そうでないと、これが適正であったかどうかというのが全くわからないではないですか。

簡単に言えば、買った時期で全く違うんでしょ。金額が。8月以降多分、大分下がったりしているわけでしょう。逆に今まで鋼材の価格が例えばキロ100円だったものが、途中で80円、60円になったって、それは別に逆に返してくれなんて言わないでしょう。契約すれば、ですよね。だから民間の感覚で言うとそういうものをきちっとシビアに物事を見て、そういうことを判断していくということが必要なんだと思いますよね。公だからそういうものが無いとは言いませんけれども。

ただ、説明資料だけは、だからそういう意味で議会運営委員会でもお願いしてあったつも りですし、先ほどの全協でもそれが示してもらえませんかという話を私の考え方でしたので すけれども。私だけわからないならいいんですけれども、多分他の議員さんも本当にわから ないんじゃないかと思いますけれども無理でしょうか。

議長(菅谷光重君) 学校教育課長。

学校教育課長(一場孝行君) 例えば鉄筋ということであれば、D10であるとか D13であるとか、そういったものが何キロなのかというふうなことだけではおそらく納得いただけないんだろうなというふうに思うわけでありますけれども、さきほど申し上げたように設定の時期が 20年度というふうに決められているということ。議員がおっしゃられたように逆の部分についてもそれは可能です。安くなれば安くなったというのは可能なんですけれども、搬入した時期で単品スライドを確認しますから、既に御覧いただいているようにもう築造されているという状況の中では、当然のその以前に、今の以前にもう搬入されたと。その搬入した時期が押さえられるというふうな仕組みになってございますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

これから2ヵ月というふうなスペースもなくてはいけないですけれども、逆の安くすする については先ほど申し上げました1%という枠が設定されていますので、残った額の1%を 超える安いものというふうな形になった場合、搬入した時期がですね。そうすれば契約は変 更できます。安く変更できます。これは、受注者発注者ともに条件は満たされるわけですか ら、逆の理論でも上がったからこれはやるわけですけれども、下がった場合でも 1 %以上の 差が出たというふうな証があれば当然下げることができる仕組みにはなっております。その ことには御理解いただきたいと思います。

それと今申し上げましたように鉄筋であれば D13あるいは D16、 D19というものが何キロで、この何キロという数字は出ているわけありますから、それの搬入した時期の価格が当初設計した価格との差があった場合それをカウントするという仕組み。それは物価版、基本的には物価版です。物価版のその月の単価、これを建築士は精査してございます。ただ、実勢価格で業者さんが納めた価格がその物価版より安い場合には、物価版ではなくて実勢価格とらせていただきましたので、それを積み上げた数字が今回お示しした数字でございます。そういうことでぜひ理解いただけないかなと思いますけれども。

議長(菅谷光重君) 8番、一場議員。

8番(一場明夫君) 課長が言っていることはわかるんです。だけれども押さえた時期が本当はもうちょっと違う時期に買えばもっと安く買えたかしれないじゃないですか。簡単に言えば。多分相当短期間に鋼材が変化しているんですよね。1週間変われば変わっているんでしょ。

それぞれ上がったのであれば、なるべく早く押さえればよかったのを仮にここで押さえていたんだとすれば、もうちょっと上がった時期で押さえていたんだとすれば、それは企業努力、企業の怠慢ではないですけれどもそういう枠の中で必要以上に、簡単に言えばそれを認めることになってしまう可能性があるんじゃないと思うから言っているわけです。それを証明できるようなものが欲しいとある意味言っているわけです。

議長(菅谷光重君) 学校教育課長。

学校教育課長(一場孝行君) これだけの規模の工事でございますので、議員も御存じかと思いますが、工程会議を毎週金曜日に実施してございます。そうした中で、現状とその次の1週間に必要な工程、これに必要な材料等を全てチェックいたします。当然のことながら、鋼材の大きなものにつきましては原寸調査というような行為もしますので、そういうものについてはその時点、なければチェックになりませんのでそういう時期ごとに鋼材は手配させるという仕組みになってございまして、これは管理を御担当いただきます建築士ともども現場監督員も確認しておるという状況にあります。

そういうことで毎週工程会議をする中で材料等の搬入の時期、あるいは入ったときの材料 チェック、材料検査をする中で設定してございますのでぜひ御理解いただきたいと思います。 最初のときに入れるもの、原寸調査をする段階で必要なものにつきましてはその時点でとら えます。そういうことで御理解いただきたいと思います。

議長(菅谷光重君) ほかに。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起 立願います。

(起立多数)

議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第8、議案第4号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第4号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について提案理由の説明を申し上げます。

群馬県市町村総合事務組合の組織団体である榛名興産市町村組合、前橋市、高崎市、榛東村及び吉岡町で組織、が平成2年3月31日限りで解散するものでございます。

十分御審議をいただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(菅谷光重君) 説明が終わりました。ここで質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起 立願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議長(菅谷光重君) お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、 その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任された いと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他整理は、議長に委任することに決しました。

議長(菅谷光重君) お諮りいたします。本臨時会の会議に付された事件はすべて終了いた しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会したいと思います。 これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

議長(菅谷光重君) これをもちまして、本日の会議を閉じ、平成2年第1回臨時会を閉会 いたします。

大変に御苦労さまでございました。ありがとうございました。

(午後 2時28分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 菅 谷 光 重

署 名 議 員 青 柳 はるみ

署 名 議 員 須 崎 幸 一

署 名 議 員 浦 野 政 衛